

（宛先）京都市長

（申込者）住所    〒

氏名

電話

## 利用希望情報登録申込書

京都安心すまいバンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解し、空き家バンクに利用希望情報の登録を希望するため、要綱第8条第1項の規定により提出します。

### 1 登録内容

別紙「利用希望情報登録カード」に記載のとおり

### 2 登録を申し込むに当たり、次の事項を誓約します。

- ・ 申込者自身が居住するための住宅として利用するために、空き家等の購入又は賃貸を希望するものであること。
- ・ 提出書類の記載内容は事実と相違ないこと。
- ・ 空き家バンクから知り得た個人情報の取扱いについて、要綱第15条を順守すること。
- ・ 申込者は京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ・ 空き家等を暴力団員等又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途に使用することを目的としていないこと。

### 3 登録を申し込むに当たり、次の事項に同意します。

- ・ 市長が、登録した利用希望情報のうち、利用希望者が特定されるものを除き、申込者の希望する範囲内において公開すること。
- ・ 市長が、登録要件を満たしているかを確認するために必要な事項を調査し、及び関係機関へ照会を行うこと。
- ・ 誓約事項に反する事実が判明したときは、市長は登録を取り消すこと。
- ・ 空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約には、京都市は一切関与しないこと。また、これらに関する疑義、紛争等については、当事者間で解決すること。
- ・ 利用希望情報の登録その他の空き家バンクの利用並びに空き家バンクを通じて行われる物件情報登録者と利用希望情報登録者との間の空き家等の売買又は賃貸借の取引に係る交渉及び契約により損害（第三者への損害を含む。）が発生した場合であっても、その賠償について、京都市は一切の責めを負わないこと。

### 4 添付書類

- ・ 利用希望情報登録カード（第9号様式）
  - ・ 申込者の本人確認書類（免許証など写真付きの身分証明書 等）の写し
- ※ 上記の書類のほかに、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。